


報道機関各位

令和元年（2019年）12月2日（月）16時00分 配付

発表項目 (行事名)	北海道外来医療計画（仮称）[素案]に係る 道民意見募集手続（パブリックコメント）について（お知らせ）		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>地域に必要とされる外来医療機能の確保に向けて策定する「北海道外来医療計画（仮称）[素案]」について、道民意見募集手続（パブリックコメント）を実施しますので、お知らせします。</p> <p>1 募集期間 令和元年（2019年）12月6日（金）～令和2年（2020年）1月6日（月）</p> <p>2 計画（素案）の閲覧場所 (1) 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index.htm (2) 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課 (3) 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター (4) 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー (5) 各総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び各振興局保健環境部保健行政室企画総務課、各地域保健室企画総務課</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールにて、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医療政策グループあて送付してください。</p> <p>※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」をご参照ください。</p>		
参考	<p>配付資料</p> <p>1 道民意見提出手続の意見募集要領</p> <p>2 北海道外来医療計画（仮称）[素案] ※配布資料2については<u>上記2（1）</u>へアクセスしていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>3 北海道外来医療計画（仮称）[素案]の概要</p>		

報道（取材） に当たって のお願い	多くの道民の皆様から御意見をいただきたいと考えておりますので、積極的なPRをお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	道政記者クラブ

担当 (連絡先)	<p>・オホーツク総合振興局保健環境部 保健行政室（網走保健所） 企画総務課長 小笠原 学 電話番号：0152-41-0682</p>	
-------------	---	---

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年（2019年）11月26日

- 1 計画等の案の名称
北海道外来医療計画（仮称）[素案]
- 2 参考資料の名称
北海道外来医療計画（仮称）[素案]の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（保健福祉部地域医療推進局地域医療課ホームページ）への掲載
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/index.htm>
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
 - ア 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課（道庁6F）
 - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課及び各振興局保健環境部保健行政室企画総務課、各地域保健室企画総務課
- 4 意見等の募集期間
令和元年（2019年）12月6日（金）～令和2年（2020年）1月6日（月）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課（医療政策グループ）
 - (2) ファクシミリ 011-232-4472
 - (3) 電子メール chiikiiryoseisaku@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年（2020年）2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先
保健福祉部地域医療推進局
地域医療課（医療政策グループ）
電話011-206-6942

北海道外来医療計画(素案)概要

第1 基本的事項

1 計画策定の趣旨

外来医療機能の偏在が課題となる中、平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県の医療計画の一部として新たに「外来医療計画」を策定することとされた。

このため、道では、広大な面積や多雪・寒冷といった本道の地理的・気象的特性や圏域ごとの実情も踏まえつつ、地域に必要な外来医療機能の確保に向け、「北海道外来医療計画」策定する。

2 目指す姿

地域に必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開設する医師等にその情報を提供することなどを通じ、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すことを目指す。また、医療機器の効率的な活用に向け、医療機器の共同利用の促進を目指す。

3 計画の位置づけ

医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、「北海道医療計画」の一部として策定する。

4 計画の期間

「北海道医療計画」に合わせ、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4年間とし、令和6年度(2024年度)以降は、3年間とする。

5 計画の区域

医療法に基づく「第二次医療圏」と同じ21区域とする。

6 計画策定の体制

地域の実情を反映させる必要があることから、地域医療構想調整会議を活用し、21の対象区域ごとに議論を行う。

その内容を踏まえ、「北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会」で協議を行うとともに、パブリックコメントや北海道医療審議会への計画策定の諮問・答申を踏まえ、計画を策定する。

第2 人口の推計

本道の人口は、2015年時点で538万1,733人となっている。10年後の2025年時点では501万6,554人、2040年には428万427人になると見込まれている。65歳以上人口割合が年々増加し、2025年には34.4%、2040年には40.9%となる見込み。

第3 患者及び病院等の状況

外来患者の受療動向は、一部の圏域を除き、高い自給率となっている。病院及び有床診療所は年々減少しているが、無床診療所は年々増加している。診療所に従事する医師数は札幌圏域が多く、次いで上川中部圏域、南渡島圏域となっている。

第4 外来医師偏在指標の算定

1 外来医師偏在指標

外来医療機能の偏在等を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされている。

一定の仮定の下、入手可能なデータを基に、全国で統一的に算出されるものであることから、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではない。

2 算定結果〔暫定値〕

対象区域	指標	対象区域	指標	対象区域	指標
南渡島	92.1	北空知	92.0	留萌	70.5
南檜山	62.8	西胆振	84.1	宗谷	62.1
北渡島檜山	65.9	東胆振	76.2	北網	76.0
札幌	119.7	日高	69.7	遠紋	94.3
後志	99.8	上川中部	102.4	十勝	70.7
南空知	88.7	上川北部	83.7	釧路	65.4
中空知	85.8	富良野	61.0	根室	60.4

3 外来医師多数区域

外来医師偏在指標の値が全国の二次医療圏（335圏域）の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定し、相対的に診療所が多い地域を客観的に可視化することとされている。

第5 医療機器の配置状況に関する指標の算定

医療機器の配置状況を客観的に可視化する指標として、厚生労働省が定めた算定式を用いて、全国で統一的に算出することとされている。

第6 必要な施策

1 効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方

本計画に基づく外来医療機能の確保に向けた取組は、効率的な医療提供体制の構築に向けた取組の一環として、地域医療構想の実現に向けた取組と一体的に進めていく必要がある。こうした観点から、関係者間で、効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方を共有しながら、取組を進めていくことが重要。

- ①多くの医療資源を必要とする急性期機能の中核的医療機関への集約化
- ②急性期経過後の患者の早期受入体制や比較的軽症な患者の受入体制など（いわゆる回復期機能）の確保に向けた入院機能の維持、一定の集約化
- ③長期療養患者の受入体制（慢性期機能）の確保に向けた必要な規模の維持
- ④住民に身近な医療を提供する機能（診療所等における外来機能）の維持

2 外来医療機能の偏在等の解消

①情報の整理・発信

- ・有用なデータの整理

「外来医師偏在指標」や「各対象区域における不足する外来医療機能」に加え、医療機関のマッピングデータなど、より有用なデータの検討・整理を進めていく。

また、診療所が比較的少ない地域に対しては、当該地域での診療従事を促す情報発信など、積極的な取組を促す。

・情報発信

ホームページ等を通じた情報発信を行うほか、医師会等の関係団体と連携した情報発信や、新規開業に直接・間接に関わる機会があると考えられる金融機関等に対する情報発信を検討していく。

②地域における協議・取組の促進

・不足する外来医療機能等に関するフォローアップ【全ての対象区域】

毎年度末、「地域医療構想推進シート」の更新を行う際に、外来医療機能に関する状況を踏まえつつ、課題と今後の取組方針を「見える化」し、地域の関係者で共有を図りながら、具体的な取組を進めていく。

・新規開業の状況に関するフォローアップ【主に外来医師多数区域】

特に、外来医師多数区域においては、診療所を開設する医師等に対し、地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認し、新規開業の状況等を把握した上で、今後の新規開業者への働きかけを強化するなど、重点的にフォローアップ。

③不足する外来医療機能等の確保に向けた支援

・地域医療介護総合確保基金等を活用した支援

地域医療介護総合確保基金等を活用し、在宅医療提供体制の強化や遠隔医療の導入に向けた支援等を実施するとともに、支援の拡充等を検討する。

3 効率的な医療機器の活用

・医療機器の共同利用計画についての協議

医療機関が医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器）を購入する場合は、当該医療機関が「共同利用計画」を作成し、地域医療構想調整会議で確認を行うことを求めている。

第7 計画の推進

1 関係者の取組

地域で不足する外来医療機能の確保に向け、関係者が協力して取組を進めていく。

- ①医療機関の自主的な取組（自院が担うべき機能の検討など）
- ②医療機関や自治体による協議を通じた取組（現状・課題や目指す姿の共有など）
- ③道の取組（データの整理や情報発信、基金を活用した支援など）

2 住民の理解促進

住民の方々が医療提供体制等について理解を深め、適切な判断が行えるよう、行政・関係団体が一体となって情報発信を行っていく。また、市町村等と連携し、患者・住民に向けた情報発信を行うとともに、住民の自主的組織等も活用していく。

3 計画の推進体制

本計画の推進に向けては、毎年度、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会や21の地域医療構想調整会議において検証するなど、道本庁及び各対象区域において、関係者との連携を図りつつ、必要な協議等を継続的に行っていく。

第8 各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針

21の対象区域ごとに、地域の外来医療の状況、地域で不足する医療機能の現状・課題、今後の取組の方向性（地域の方針）を取りまとめている。